

国名
スリランカ
在外公館名
在スリランカ日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月17日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬や向精神薬も含め、旅行者が自らの治療のために持ち込むことができない医薬品のリストはないが、入国・出国の通関時に、税関職員に説明し、税関職員が持ち込みを容認する必要がある。</p> <p>○ 税関職員への説明には、英語で記載された医師の診断書及び処方せん（病名や使用量・処方量の記載を含むもの）が必要である。また、持ち込もうとする医薬品の数量が、書類の使用量・処方量の記載と旅行者の滞在期間から判断して、妥当な範囲になければならない。</p> <p>○ もし、税関係員が持ち込みを容認しない場合には、税関は旅行者に対し、NMRA（国家医薬品統制局）へ行き、医師の診断書や処方せんを見せて「許可証（no objection letter）」の発行をとりつけるよう指示するので、旅行者はこの手続きを行う必要がある。ただし、この「許可証」の発行を渡航前に申請して入手することはできない。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報
<p>○ スリランカ国家医薬品統制局（NMRA）ホームページ http://nmra.gov.lk/index.php?option=com_content&view=article&id=92&Itemid=232&lang=en</p>

○ 国際麻薬統制委員会ホームページ

https://www.incb.org/documents/Psychotropics/guidelines/travel-regulations/2013-travellers-update/SRL_23_July_2014_Original_travellers_I.pdf